

入札監理小委員会
第 7 5 0 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第750回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和7年10月3日（金）15：53～16：51
場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○国民公園（京都御苑）の維持管理業務（環境省）

3. 事業開始時期変更の報告

○「職場のあんぜんサイト」の運用による職場の安全衛生情報の周知・意識啓発業務（独立行政法人労働者健康安全機構）

4. 閉会

＜出席者＞

川澤主査、小尾副主査、近藤副主査、辻副主査、浅羽専門委員、井熊専門委員、
柏木専門委員、工藤専門委員

（国民公園（京都御苑）の維持管理業務）

環境省

自然環境局京都御苑管理事務所 小口所長

幡豆庶務科長

自然環境局総務課国民公園室 山本国民公園専門官

（「職場のあんぜんサイト」の運用による職場の安全衛生情報の周知・意識啓発業務）

独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所

研究推進・国際センター 濱島首席研究員

管理部 松平次長

研究試験企画調整部 武藤研究企画調整班長

厚生労働省

労働基準局安全衛生部安全課

岩澤課長補佐

（事務局）

吉田事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○川澤主査 それでは、ただいまから第750回入札監理小委員会を開催します。

初めに、国民公園（京都御苑）の維持管理業務の実施要項（案）について、環境省自然環境局京都御苑管理事務所、小口所長から御説明をお願いしたいと思います。

○小口所長 環境省京都御苑管理事務所長の小口と申します。よろしくお願ひいたします。

では私から、環境省京都御苑の維持管理業務の概要について御説明いたします。

まず、京都御苑の概要ですが、配付されております資料A-3を御覧ください。こちらに簡単な概要を書いております。

京都市の真ん中にある公園であります、敷地面積が約65ヘクタール、周囲約4キロと、割と大きな公園となっています。概要としましては、明治初期の大内保存事業によりまして、これまで天皇陛下がお住まいになられていました御所の周りに公家町というものが存在していたのですが、これが東京遷都に伴いまして公家の方々も一緒に東京に出て行つたということで、非常にそこが廃れまして、その状況を当時の明治天皇がお嘆きになられて、きちんと整備して公園にするようにということで整備されたのが始まりとなっております。その後、戦後ですけども、昭和22年の閣議決定によりまして国民公園ということになりました、現在、国が直接管理を行っています。国民公園といいますのは、日本ではほかに2か所、新宿御苑と皇居外苑、これに京都御苑、併せて3つの公園が国民公園となっておりまして、いずれも環境省が管理をしております。

京都御苑につきましては、御門等、貴重な歴史的遺産、こういったものがありますので、これを保護・継承する。あと多種多様な動植物が生息しているとか、そういう意味では豊かな自然環境を提供する。これ以外にもいろいろな庭園があつたりとか、あるいは自然との触れ合い、市民スポーツの場としても多様な機能を備えています。

もう少し具体的に御説明いたしますと、まず、京都御苑には多様な機関がいらっしゃいます、京都御苑の中に京都御所、こちらは宮内庁さんが管轄先ですが、あと内閣府さんのはうで管轄している迎賓館、これと皇宮警察、こういったところのほかに3つの民間の神社が中にはあります、こういった意味では非常に多様な関係者がいると。あと、葵祭や時代祭、こういった歴史的行事も現在行われております。ほかに公家屋敷の名残であります庭園ですか、あるいは蛤御門等の史跡、歴史的な構造物があつたりとか、逆に野球場とかテニス場といったスポーツ施設もあるということで、様々な形態の施設があります。

ほかに、京都市内では最大級の緑地であることから、アオバズクですとかモリアオガエルといった貴重な動植物が生息していたりとか、あるいは昔のお公家さんの歴史があつた

銘木等をはじめとして、桜や紅葉の時期については非常に見応えがありまして、こういう時期には多くの観光客が来られてにぎわうという状況になっています。こういった場所でありますので、インバウンドをはじめとする観光客も多数来られますし、あるいは犬の散歩等、日常の散策といった形で一般の市民の方々の憩いの場ともなっているということで、様々な利用形態もあると。現在、国内外合わせまして年間約330万人が利用しているという状況です。

こういった公園ですので、管理に当たりましては、関係機関との連携も必要ですし、あとはその風景の維持ですか歴史的遺構の保持、動植物の生息・生育環境の保全、あるいは植栽空間の保持、都市防災機能の確保、こういった意味から多岐にわたる管理が必要となっているところでございます。

続きまして、京都御苑の維持管理業務の内容につきまして御説明をいたします。

今申し上げましたように、非常に多様な関係者がいたり、管理が必要だということから、統一感を持った意識の下、様々な維持管理業務に当たっては統一感を持った意識で行うことが望ましいということと、あるいは可能な限り業務を集約して、複数年度の業務を実施するために企画力を持った業者を選定するということで、これまで実施してきております。

仕様書、要項の中身ですけども、資料の4ページを御覧ください。主な業務としましては、まず大きな柱が3つあります。1つが京都御苑の維持管理全体のマネジメント業務、もう一つが苑内の維持管理、あともう一つは収益業務と、この3つが大きな柱となっております。

マネジメント業務につきましては、今申し上げたような状況ですので、非常に多岐にわたるということがあります。これらのものを相互に連携を保ちながら、適切な進行管理をしていく必要があるということです。あとはマネジメント業務個別仕様書というのがございまして、これは93ページを御覧ください。この中にもいろいろ書いているのですが、やはり京都御苑という特徴上、公共性や環境に配慮する必要があるとか、他の業務との相互連携が必要ですか歴史ある京都御苑の景観に調和している、あとは環境省の施設なので、脱炭素化とかごみの減量化とか、こういった環境に配慮したものが求められるということになっております。こういった意味からも、全般的なマネジメントを行うということが一つまず大きな重要な柱となっております。

続きまして、苑内の維持業務になります。こちらは大きく分けまして4つございます。1点目が植生管理業務ですね。これは苑内の樹木管理、京都御苑は、最初に御覧いただき

ました資料A-3の下に空中写真が載ってございますけども、非常に緑、樹木が多い公園です。公園の周囲4キロもウバメガシという樹木による外周林が形成されていまして、こういったものを適切に管理する必要があるのと、やはり京都という特徴、あるいは京都御苑は周りに東山、比叡山がありますので、そういうところを借景にしている設計もあるので、そういう樹木の高さとか密度といったものも細かく管理していまして、こういったところを御所透かしと我々は呼んでおりますが、そういう伝統的な技能といったものであったりとか、あるいは芝生等の草地の管理、あるいは砂利敷きの敷き直しへですね。これは京都御苑の御所につながる砂利敷きの道があるのですが、これも真っ白い道が非常に重要な景観の要素となっておりますので、こういったところもきちんと整備していく必要があるということで、これはやはり単純に造園・造木というよりは、ある程度高度な技能が必要ではないかなと思っております。

続きまして清掃業務ですね。これにつきましては、トイレですとかベンチ、あるいは落ち葉の清掃とかいろいろございまして、こういったものも利用者に24時間開放している公園ですので、ほぼ毎日、基本的には細かくやっているところでございます。

続きまして、巡視・利用指導業務でございますけども、こちらは利用者の方々に対して安全・安心かつ快適に利用できる環境を提供する必要があるということで、適宜、苑内を巡視しております。もともと24時間開放しているということもございますし、最近はインバウンドの方々も増えてきたということでございまして、いろいろなトラブルといったものもありますので、それらに対して適宜、巡視したり、対応することによって快適性、安全性を確保しているところです。

例えば、最近問題になっているのがドローン、あるいは迷惑な自転車の駐輪、こういったものを見かけたら注意するとか、あるいは動物への餌やりとか、夏場になると上半身裸で歩く人が出てきたりするとそういう人に注意したりする。あるいは巡視の中で危険を見つければ、先ほどの樹木の管理にも結びつきますが、危険な木々を剪定したりとか立入禁止の措置をしたりとか、あるいはスズメバチといったものに対する危険があれば事前に周知活動を行います。

4つ目の広報案内業務ですけども、こちらにつきましても、やっぱりインバウンドの方々が非常に増えているといったこともありますし、そういう意味では国内外に向けた解説とか案内活動をしたりとか、あるいはイベントを企画したりとか、SNS等への自然情報の適切な発信をしております。これについても、特に自然情報などは、どういった花が咲

いているかなど、そういうものをタイムリーに出すことによって利用者の方々の便に供するかと思いますし、こういったものを掌握するためには日々の巡視業務とか植栽維持管理業務、こういったところと密接に関連づけながら取り組んでいただいているところであります。

最後に収益業務ですけども、こちらにつきましては収益施設が苑内に主に3つあります、一つは駐車場、もう一つは飲食・物販施設ですね。これはレストラン等の大きな休憩所が苑内に3か所ありますけども、この中で京都らしいメニューを提供したりすること、あるいはお土産ですね、京都御苑のオリジナルのお土産もつくっておりますけれども、こういったもので利用者の便に供する。あるいは拾翠亭、これは旧九條家のお茶室の跡でございますけども、これは大きいお茶室の跡で、観るだけでも一見の価値があるのですが、これを週3日、一般の方々に開放するとともに、それ以外の週4日については貸切り利用という形で運営を行っております。あとは運動施設、テニスコートと運動広場、野球場みたいな形ですけども、これとゲートボール場、いわば市民の方々のレクリエーションのために使う施設ですね、これについても貸出し等を行っています。

雑駁になりますけども、京都御苑の管理業務の概要については今のとおりですけれど、最後に、競争性改善のための取組状況としまして、今回ちょっとこちらとして取り組んだ、追加した点について御説明を申し上げます。

1点目は、資料の16ページにございますが、入札要件の緩和ですね。これまで類似業務実績を過去5年という形でしたが、これを過去10年まで遡っています。

あとは清掃業務をどのぐらいの頻度でやる必要があるのかというのが分かりにくいというお声もありましたので、これは137ページになりますが、清掃業務はどういった箇所をどのような頻度でやっているかといった作業内容が分かるような周期表を添付いたしました。

続きまして、233ページを御覧ください。こちらは維持業務の委託費の内訳ですとか、従事者の延べ人数がどれぐらいいるのかが分かりにくいというので参考にしたいという声もありましたので、この辺について、どれぐらいの人数がいるのか、計算方法、こういったものをこちらにつけております。

236ページになりますけども、収益施設の収入あるいは利用状況、収益業務にかかる維持管理費の内訳につきましても、今回新たに添付しております。

加点項目の中では、各種団体との連携というのが分かりにくいという声がございました

ので、これは39ページになりますが、警察署、要は警備の関係とか防災の関係である消防署、あとは京都市観光協会といった団体との連携にどういったものがあるのか想定して明記しております。

最後に、パブコメ実施時に、業界団体10者についても、こういった業務のパブコメをやりますと広報することによって、より関心を高めて競争性ができるような形ということで取り組んだところでございます。

以上、私からの説明になります。

○川澤主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施要項（案）について御質問、御意見がある委員はお願いします。

辻委員、お願ひいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。

資料1-2について、まず初めに256分の5でございます。中ほどに③収益業務とございまして、この後、別添1から9、10となってございます。一つ御提案なのですが、非常に大部にわたる資料でございますので、新規参入業者の方がすぐにどこにあるか分かるように、別添1から9それぞれについて、できればページ数を振っていただければと思いました。以上1点、お願ひでございます。

この収益業務に関して、念のため、新しく手を挙げる方を想定してお伺いしますが、収益業務で得られた収益というのはどのような処理になるのでしょうか。国に分配するのか、それとも事業者が全部頂いて構わないとか、その辺りはいかがでしょうか。

○小口所長 収益業務で出た収益は、国に対して還元というのではなくて、事業者の取り分になる部分と、それを使ってさらにまたその事業者の方でいろんな広報とか修理とか業務のほうに活用しているという形になります。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございました。

同じページ、256分の5でございますけれども、（ウ）拾翠亭という施設があるようございます。ネットで拝見しましたら、九条家がお持ちだった非常に由緒正しい建物でございますけれども、運営管理を行うと書いてございますが、この建物の補修とかそういうものまで受託者がなさる予定なのでしょうか。

○小口所長 建物の補修とか大きな工事になりますては環境省の方となります。比較的簡単なものとかは管理者、受託者の方でやりますが、大きな修繕とかになれば環境省がや

る形になります。

○辻副主査 ありがとうございます。

次に256分の7で、植生管理業務というものがございます。恐らく新宿御苑でも同じだったかもしれません、たくさんの貴重な植物があるかと存じます。今回、この生えている植物のリストをつけてくださいまして、ありがとうございます。これを見て新規参入業者がどう思われるかと言いますと、恐らく、ひょっとして何か特殊なケアをする必要がある木があるかもしれませんと心配になるかもしれません。環境省としてこのリストの中に、何か通常の植生、木とは違った特殊な管理をお望みのものというはあるのでしょうか。

○小口所長 特にというのは、一応銘木とかがありますので、例えば黒木の梅とか近衛の枝垂れ桜とか、そういったものは注意してやってもらう必要がありますけれども、それ以外にはやはりその管理の手法ですね。やっぱり借景となっている東山が見えやすいような形で、剪定するときにもちょっと透かしながら、御所透かしのようなやり方をしたりとか、あるいはまとめて剪定したように見えないような形で、剪定したのかどうか、なかなか素人には分かりにくいような手法、御所透かしというやり方でやっていますけども、そういった面で注意をしていただくということはやっているところです。

○辻副主査 ありがとうございます。今おっしゃっていた幾つか特殊なケアが必要な植物があるとお見受けいたします。それが1点目。それから2点目が、借景という概念があつて、そのために透かしてうまく剪定する、通常の街路樹をざくざく切ってしまうような剪定ではいけないような気がいたしましたが、その辺りの環境省の御期待というのリストがどこかに明記はされているのでございましょうか。

○小口所長 そうですね、ちょっと仕様書上にはそこまでは書いてないですね。

○辻副主査 分かりました。でしたらその辺り、クオリティーの維持の観点からも、それからミスマッチの可能性もございますので、環境省がお望みの内容を付記していただくことを御検討いただければと思いました。これはお願いでございます。

ページが飛んで256分の39でございます。こちらも幾つか加筆をしていただいたようで、ありがとうございます。これも新規参入業者の目線でございますけれども、例えばですが、この39ページの中ほどに、各種団体との連携方法についてと書いてあって、警察、消防、それから市観光協会などとの連携方法を書くようにと要求されております。これも、従前の事業者であれば楽に書けると思うのですけれども、新規参入業者からすると、

どのようなことを書けばよいのかが皆目見当がつかないのではと思うのですけれども、この辺り、環境省ではどのようなものが書かれることを御期待なさっているのでしょうか。

○小口所長 そうですね、やはり葵祭とか時代祭とかであれば観覧席の設置とか、あるいは入場者の安全確保といった企画運営面から調整をしていくとか、消防等とは基本的にやはり連絡調整等を密にしながらやっていく。あるいは、そのイベントの中身については一緒に考えて連携していくとか、そういうものを想定しているところです。

○辻副主査 ありがとうございます。

今、観覧席というお言葉をいただきました。それから連携という言葉もいただいたのですけれども、やはり新規参入業者からすると、どのような記載が求められているのか少し分かりづらいかもしませんので、御検討いただければと思います。

あともう1点、256分の53ページでございます。こちらは（別添3）の（様式5）と書いてございますけれども、こちらに改善提案というページがございます。この改善提案の部分は、まさにこの現行受託者であれば今まで何年も管理していて課題を多く御存じだと思います。ですので、改善提案をできると思います。新規参入業者はこの改善提案をすること自体が困難なのではないのかと思うのですけれども、この辺り、門戸開放といいますが、なるべく参入障壁を減らすという観点から考えて、この改善提案を求めるという点、もちろんこの改善提案を求めたほうがクオリティーが上がるという点は重々承知ではございますけれども、新規参入業者との関係ではどのようにお考えでございましょうか。

○小口所長 そうですね、そういう意味ではまず京都御苑を知っているかどうかというところにかかるてくるかと思いますけれども。実際、京都御苑を見られた観点からこういった課題があるのではないかとか、そういう点を書いていただくためには、やっているそのものを具体的にどうかというのは確かに難しい部分あるかもしれませんけども、気づいた課題等に対して、うちの会社であればこういったアプローチをするとか、そういうものを出していただければいいのではないかと思います。

○辻副主査 分かりました。もしよろしければ、従前、環境省が認識なさっている課題とかをもう少し情報公開していただき、それを新規参入業者が見て改善提案ができるよう、例えばでございますけれども、現行事業者以外の方も関心が持てるような御記載を御検討いただければと思いました。

最後もう1点だけでございます。256分の232でございます。別添の10、従前の情報の開示でございますけれども、こちら、今回も緩和をしていただいてありがとうございます

います。一点御質問ですけれども、2、従来の実施に要した人数という部分で、この業務責任者の要件という部分がございまして、ここに大規模公園等のマネジメント業務実績と書いていますけれども、この大規模公園等については何か定義のようなものは書いてございますでしょうか。

○幡豆庶務科長 環境省、幡豆から御説明させていただきます。

本資料の257分の13ページ目に、求める要件を記載してございまして、こちらの業務実績のところに、「平成27年度以降において～を含む都市基幹公園、大規模公園、国営公園等」というふうに記載させていただいておりますので、一応そこで明示しているところでございます。以上となります。

○辻副主査 分かりました。でしたら、この232ページのほうにも13ページ参照ということを書いていただければと思いました。

続きまして、今度は植生管理業務のところに、大規模公園等、国が指定する特別名勝庭園または宮内庁所管の庭園等における実績が必要であるとしております。素人目で見ると、この後段部分の特別名勝庭園とか宮内庁所管の庭園について経験のある事業者はかなり少ないのでないのかという印象を持っています。それから、この大規模公園等について実績を持っている事業者もどれぐらいあるのかなと心配しております。この点、環境省におかれまして、この植生管理業務の要件を充足するような事業者が全国、できれば関西地方に何者ぐらいあると認識なさっているのでございましょうか。

○小口所長 具体的に何者という形ではちょっと存じ上げていませんが、例えばその御所透かしをやる実績であれば、京都市造園協会に所属しているような業者とかであればおおむねできるのではないかなど考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。

ちなみにこれは、この植生業務に関しては別に外注をして、ジョイントベンチャーを取るという方法は許容されているのでございましょうか。

○小口所長 グループでやるということですね。そちらについては、前回からそういう形でやってもいいとしておるところです。

○辻副主査 よく分かりました。

一旦、私からは結構でございます。ありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございます。近藤委員、お願いいいたします。

○近藤副主査 収益事業のところを質問したいのですが、今回、236ページのところで

収入と維持管理経費を開示されていますけれども、ここから出た収益、利益というのでしょうか、それについては維持管理のために役立てなければいけないという条件とか、そういうものは特ないのでしょうか。自分たちでほかの事業で使ってしまってよいとか、そういうようになってしまってよいのでしょうか、そこら辺が少し分からなかったのです。

○小口所長 そうですね、ちょっとそこは明記していないのですけれども、私どもが想定しているのは、収益事業、こちらでやっている維持管理とかそういったところで適宜使っていただくことを想定はしているところですね。全く別の事業で使っていいという形では想定はしていないですね。

○近藤副主査 開示していただいたのは非常にいいと思うのですが、ちょっとこの表だけ見ると、結構差額を見ると、令和4年度で1億円弱、令和5年度で2億円、令和6年度になると2億4,000万円、収入から支出を引くとそれぐらいプラスが出ている。これは人件費などが入っていないと書いてありますのでそれは加味しなければいけないのですが、ますます収支が増えていると。この差額はどのようになってしまうのかと、国の施設を使ってこの団体、あるいは受けた団体がもうけてしまってよいのかという話になると、あまりよろしくないのではないかと思うのです。これを開示していただいたのはいいのですが、誤解が生じないような何かがあったほうがよいのではないかと思ったところです。

○小口所長 承知しました。ちょっとそちらは、こちらでもう一度精査して検討させていただきたいと思います。

○川澤主査 井熊委員、お願ひいたします。

○井熊専門委員 どうも御説明ありがとうございます。

私、この収益事業の収益というのは、ほかの事業でも民間が入って、コンセッションなどがみな自由に入っているので、よいとは思うのですけど、自由度ってどのくらいあるのですか。値決めとか、あるいは例えば事業者の名前を出すとか、自分たちのオリジナル商品を出すとか、そういったところの自由度というのはどのぐらい確保されているのですか。

○小口所長 名称とかオリジナル商品の開発などは、やはり京都御苑のブランドを高めたりとか京都御苑の広報とかというものに資するという観点で環境省と協議して決めていたりという形ですね。利用料金なども、これは明確にはないのですが、やはり京都御苑の利用上、常識的な範囲かどうかといった観点から環境省と協議の上、決定するという形でやらせていただいております。

○井熊専門委員 どうもありがとうございました。

○川澤主査 柏木委員、お願ひいたします。

○柏木専門委員 御説明どうもありがとうございました。2点ほど質問させていただきます。

一つは、応札のときの説明会への参加で、資料でいうとA-4についてお伺いしたいのですけれども、一番上の段落のところです。先ほど辻委員からも御質問があったと思うのですけども、JVを組んでも入札できるように前回からなったとお伺いしましたが、説明会には、前回だと5者、その前の期だと4者おられて、ただ実際に入札なさったのは一者入札だったということなのですけれども。その5者の中にはJVを組まれていた業者がいらっしゃったのかどうか。また、5者いらっしゃったそうですけれども、結果辞退されたということだと思うのですが、辞退されたときの理由をもしお聞きになられているようでしたら教えていただきたいなというのが1点目です。

もう一つ追加で、3点聞くことになるのですけど。JVを組む場合に、この業務はなかなか難しそうなので、どういった事業者に組んでいただくとよいのか。例えばプライムで、親JVを組むならば、どういうところが環境省から見て理想なのかというのを追加でお聞きしたいというのが2点目です。

これは私の意見というか感想になるのですけど、民間競争入札実施要項の仕様書、資料でいうと1-2や資料A-2ということになりますが、256分の11ページのところに一覧表をつくっていただいているのですけれども。京都御苑管理事務所と民間事業者の役割分担の丸がついている表です。こちらを一目見たときに、責任分担と書かれているのですが、特に、責任分担のところがよく分からなくなというのが、この資料を見た第一印象です。なぜかということですけれども、例えば一番上のところで苑内施設の維持管理があり、この実施要項に記載された業務内容を実施する対象となる施設というように書かれていて、それ以外は管理事務所の責任ですというように役割分担を明記されております。委託内容以外の京都御苑管理事務所が請け負う苑内施設の維持管理がどのぐらいあるのかとか、果たして明確な役割分担になるのかとか、そういうのが一目見ただけでは少し分からなくなというのが、すごく不安になるという感じがします。

それから、2つ目は分かりやすいでしょうか。とにかく委託に関して以外は管理事務所のほうで責任を持ちますとこの表にはなっているのですけれども、可能であればもう少し追加で、この表の後ろとか参考でもいいと思うのですけど、もう少しイメージしやすいようにしていただけだと不安感が減るのではないかなと思います。3点目は私の感想です。

○小口所長 前回応札された方にはJVはいなかったと聞いています。そういうこともあって、理由としてはやはりその体制の確保がちょっと間に合わなかつたとか、そういうところが理由としては聞いているところです。

じゃあ、どういったJVがあるのかというのは、こちらとしてもどういったところが親となるのがいいのかというのは、なかなか明確には申し上げにくいところがありますけども、むしろそのJVの中にやはり造園とかの技能があるところは必要かなというのがありますし、あとは、これは好ましいというわけではないですけども、全体的にはマネジメント能力といったものがやはり要求されますので、そういう意味ではコンサル業者とかそういうところが入ってくる可能性としてはあるのではないかなどは考えているところです。

○柏木専門委員 ありがとうございました。

○川澤主査 私のほうから7点ぐらいあるので端的に申し上げると、まず、実施要項の257分の11で、責任分担表があるのですが、物価変動については全部民間事業者に丸がついていて、昨今、物価がかなり上昇している状況で、政府も概算要求の基準という話もあるので、ここは全部○でよいのだろうかという疑問。契約期間も長いので。その点についていかがでしょうか。

○小口所長 ちょっとこちらはなかなか明確にはお答えしづらいのですけれども。何とか予算要求とかの中で、あまりにもその変動幅が大きかつたとすれば何とかそれを反映させて、その分、変更契約とかそういうことができればと思っていますけれども。ちょっとそこは間違いなく言えるかというと、ちょっとなかなか予算等の都合もあって申し上げにくいところであります。

○川澤主査 分かりました。今、○となっているのが民間事業者だけになっているので、そこは※で注記をいただくとか、説明会で説明いただくとか、何か対応があつてもよいのかなと思いました。御検討いただければと思います。

続いてなのですが、257分の14で、先ほども御議論がありました業務実績についてなのですが、お話を伺うと、植生管理業務ですとかマネジメント業務については確かに大規模公園での実績というのが重要なのではないかと思う一方で、清掃業務、巡視、広報案内、収益業務、これについても大規模な施設というだけではなくて、公園に特化した実績を求める必要性というのがどこまであるのだろうかというところを少し疑問に思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○小口所長 やはり結構規模も大きいということもあって、そういった意味ではそれぐらいの能力があるもの、同等のレベルの公園であったところ、能力のある者に来てほしいというのはあるのですけども。書きぶりについては少し検討させていただければと思います。

○川澤主査 分かりました。ありがとうございます。

257分の15なのですから、入札説明後の質問受付のところで「京都御苑管理事務所において入札説明書の交付を受けた者は」となっていて、これはウェブサイトですかG E P Sとか、そういったオンラインで公告されないのでしょうか。

○幡豆庶務科長 環境省、幡豆です。

入札公告自体はホームページですかG E P S、電子のほうでもやらせていただく予定でございます。

○川澤主査 そうしますと、これは文言なのですから、多分「入札公告後に入札説明書の交付を受けた者は」というようにして、事務所で受けでなくても質問できると思うので、この部分は削除したほうがいいのかなというように思いました。

○幡豆庶務科長 御指摘ありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございます。

257分の19なのですから、先ほど連携について辻委員との御議論があったと思うのですが。ここは記載くださっている257分の97のところを最初から読んでいくといきなりこの連携というところが出てくるので、257分の97に、その連携については連携先が記載してありますということで、ページを追記してもいいのかなと思いました。あと、連携して何をするのかという御説明が先ほどあったのですが、それについても何らか少し例示するような形で記載したほうがより分かりやすいのかなと思いました。ここにというよりは後段の97ページのところでいいと思うのですが、御検討いただければと思います。

続いて257分の236なのですが、こちらも御用意いただきありがとうございます。先ほどの御議論にもあったように、次の237で人件費、修繕費は含まないということで、収益施設の大規模修繕は環境省で実施というところも仕様書の中で書いてあると思うのですが、多分この修繕費というのは軽微な修繕とか、その辺りを少しこの※2のところで書いていただいたほうが分かりやすいかと。私も初見で、これは大規模修繕も含めるのかなと思ってしまったので、そこは御検討いただければと思いました。

最後なのですが、257分の239で、非常に細かいのですが、災害対応実績で、令和

4年度7月に1件災害対応があって、これはどの程度の何なのだろうなと思ったので、もし書けるものであれば注記のところに、何か注ですとか書いていただきたいと思いました。

以上です。適宜御検討いただきて、事務局と調整いただければと思います。

○小口所長 どうもありがとうございました。

○川澤主査 それでは、ほかの委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 御審議ありがとうございました。

それでは、委員の方々からいただいた修正に関わる御指摘事項について整理しておきたいと思います。

まず、辻委員からいただきました別添の資料の参照ページ番号がなかったというところで、ページ番号を追記するところ、修正をいただきたいと思います。

7ページの植生管理業務で、たくさんの貴重な植物があるが、この特殊なケアをする樹木はあるのかというところなのですけども。管理の手法ですとか剪定の手法で注意すべきところですとか、借景を意識して剪定するとか、そういった期待をもう少し明記していただきたいというところで付記を御検討ください。

39ページの、企画書に連携方法、提案を書くように要求しているのですけれども、新規参入者からするとどんなことを書けばいいのか分かりづらいというところですが、例えば葵祭、時代祭であれば、入場者の安全確保ですとか観覧席の設置などの連絡調整などがあるというところですので、もう少し具体的な追記の御検討をお願いいたします。

次に、53ページの改善提案を求めているところですけれども、今現在認識している環境省が持っている課題等、このような課題があるというところを示していただくことで、こういう提案をしたほうがいいのではないかというところにつながると思いますので、認識している課題について情報開示をしていただくことの御検討をお願いいたします。

次が232ページ、こちらは大規模公園の定義があるかというところですけれども、13ページに定義が書いてあるので、こちら、参照ページ番号の追記をお願いいたします。

次に、近藤委員からの御質問ですけれども、収益業務について、収支がどんどん増えていくと差額はどうなっているのかというところは、誤解が生じないように開示していただきたいということですので、こちらも、規定があるようでしたらそちらも書いていただきますように御検討ください。

次に柏木委員からの御指摘で、11ページの責任分担の表が少し分かりづらいというところで、例えば1段目の「上記以外の苑内施設の維持管理」とはどういうものかとかもう少し具体的に、可能であれば表の後ろに参考情報としてつけるなどという御提案をいただいたのですけれども、具体的に追記いただけするとよいかと思います。お願いいいたします。

最後に、川澤委員からの御指摘ですけれども、同じく責任分担の表ですけれども、物価変動のところが民間事業者に○がついているというところ、あまりにも変動が大きければ契約変更も考えられるということですけども、※印をつけるとか説明会でその部分について補足していただくなど、こちらも御検討をお願いいたします。

次に、植生管理やマネジメント業務は大規模公園の実績は必要だと思うけれども、清掃やその他の業務はこれに特化した経験を求める必要があるのかどうかというところですけれども、公園以外の施設で清掃業務の実績があるとかそういった者も参入できるように検討いただけようであれば、御検討をお願いいたします。

次に、15ページですけれども、京都御苑管理事務所において交付を受けたものというところですが、オンライン交付もしているということですので、こちらは削除をお願いいたします。

次が237ページで、経費の内訳の実績ですけれども、人件費、修繕費は含まれていないうといふ記載があり、大規模修繕はもちろん含まれないというところは書いてあるとは思いますが、こちらだけで見たところ軽微な修繕であるということが分からぬので、軽微な修繕であるという追記の御検討をお願いします。

最後ですけれども、239ページに災害対応実績1件とありますが、注書きで、どの程度のものなのか内容を追記いただけたらと思います。

修正に関わる事項は以上となります。ほかに何かございましたらお願いいいたします。

○川澤主査 いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）につきまして、大変修正の御検討が多く恐縮でございますけれども、環境省におかれましては引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員に確認した後に、手続を進めようお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいいたします。

本日はありがとうございました。

○小口所長 ありがとうございました。

(環境省退室)

(独立行政法人労働者健康安全機構入室)

○川澤主査 次に、「職場のあんぜんサイト」の運用による職場の安全衛生情報の周知・意識啓発業務について、独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター 濱島首席研究員から御報告をお願いしたいと思います。

○濱島首席研究員 ありがとうございます。失礼いたします。労働安全衛生総合研究所の濱島と申します。お手元の資料に即しまして、「職場のあんぜんサイト」の運用による職場の安全衛生情報の周知・意識啓発業務について、市場化テストの開始時期を令和10年度とさせていただきたい理由を御説明いたします。まず業務の概要、その後に延期を希望する理由を申し上げます。

まず、業務の概要についてですが、資料2で御説明いたします。

本業務では、「職場のあんぜんサイト」という事業所での安全衛生対策に必要な情報を分かりやすく発信し意識啓発を図るための、まずコンテンツの作成公開と、このサイトのサーバー類の運用保守業務を一体として行っております。

次に、延期の理由の概要を御説明させていただきます。こちらは参考資料を用いて御説明いたします。

結論から申し上げますと、令和8年・9年度は、現行サイトの継続運用に必要な方針の対応と、次期Webサイトへの橋渡しとなる過渡期でございます。この間、運用保守の仕様が令和10年度以降と大きく異なる見込みです。このため、新サイトの運用保守の仕様が確定する令和10年度事業から市場化テストを受けさせていただきたい次第でございます。

次に、延期の具体的な理由を2つ申し上げます。

まず1つ目は、OSサポート期限への対応です。こちらは参考資料の②運用保守業務の箇所で御説明いたします。現行サイトはWindows Server 2016で稼働しております。このサーバーOSが令和9年1月にサポートが終了します。このため、正常稼働を維持するために、資料にあります新OS移行に伴う現行Webサイトの改修にてデータベースサーバーを廃止して、新しいOSに令和8年12月までに移行する計画を立てております。こ

のデータベースサーバーの廃止によりWebサイトのサーバー構成も変わるため、サーバー一類の運用保守業務の仕様にも変更が生じます。

なお、この改修ではデータベースに依存した動的ページを廃止し、作成済みのHTMLを配信する静的ページ中心の構成に改める計画です。これにより、コンテンツの作成はサーバー類の運用保守と切り離して別の委託としてできるようになると考えております。

次に2点目ですけれども、あんぜんサイトのWebサイトのコンテンツ構成そのものを見直す必要がある点です。参考資料③Webサイト再構築の場所で御説明いたします。現行サイトは構築から約20年が経過しており、メンテナンス性が低く、ページ構造も複雑で、ユーザビリティーやアクセスログの解析が課題となっております。この問題・課題解決をこの新Webサイト構築として令和9年度に行いたく、令和8年度に仕様検討を予定しております。

このような状況を踏まえ、市場化テストは新Webサイトの運用・保守の仕様が確定し、安定運用の見通しが立つ令和10年度の事業を対象に実施させていただくことを希望しております。

御説明は以上となります。

○川澤主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御報告いただきました件について、御質問、御意見のある委員はお願ひいたします。

小尾委員、お願ひいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございました。

現行のWebサイトの保守業務がよく分からないので、その部分に關係するかなとも思うのですが、新しいWebサイトを構築してその運用・保守を別事業者に委託しよう、と計画されていると思います。新Webサイトの設計については今年度に行うことになると思うのですが、きちんと保守が別の事業者ができるような形の新Webサイトの仕様にしていただいて、作成した事業者でなければ保守はできないような項目については、できるだけきちんと排除するような形の新Webサイトの仕様にしていただければと思いますので、そこを十分気をつけた上で進めていただきたいと思います。

○濱島首席研究員 ありがとうございます。そのように進めてまいりたいと思います。

○川澤主査 私のほうから1点。今回、従来の運用保守業務のうちコンテンツの作成については、令和10年度から除外することになると思うのですが、市場化テストの対象事業

については、経費削減ですか質の向上を一定程度担保するために金額の基準をある程度設けておりますので、令和10年度以降に発生する案件がどのぐらいの規模になるのかというの、事務局と事前に御相談しながら進めていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○濱島首席研究員 ありがとうございます。

○川澤主査 ほかの委員、よろしいでしょうか。

それでは、意見交換はこれまでとさせさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○濱島首席研究員 ありがとうございました。

(独立行政法人労働者健康安全機構退室)

―― 了 ――